

第6章 航空機公害対策

第1節 大阪国際空港における航空機公害の現況

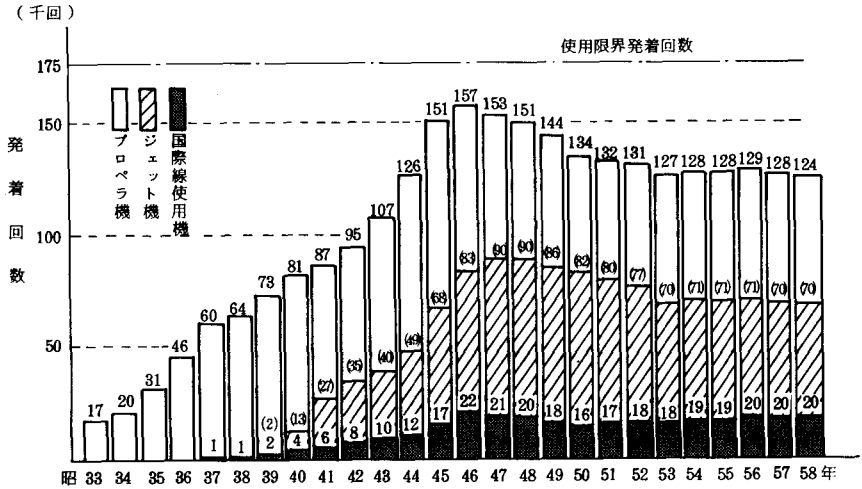
第1 大阪国際空港の概況

大阪国際空港は、総面積約317万㎡で、豊中市、池田市及び兵庫県伊丹市の2府県3市にまたがって所在し、プロペラ機、小型ジェット機の使用に供するA滑走路（長さ1,828 m、幅45 m）及び主に大型ジェット機の使用に供するB滑走路（長さ3,000 m、幅60 m）の2本の滑走路を備え、年間17万5,000回の発着処理能力を有している。

昭和58年における同空港の発着回数は12万4,352回（うちジェット機は7万529回で総発着回数の57%）、乗降客数は約1,636万人で、前年に比べて発着回数は約4,000回減少しているが、乗降客数は約31万人増加している（図2-6-1）。また、1日当たりの平均発着回数についてみると、総発着回数は341回で、そのうちジェット機は193回であった。

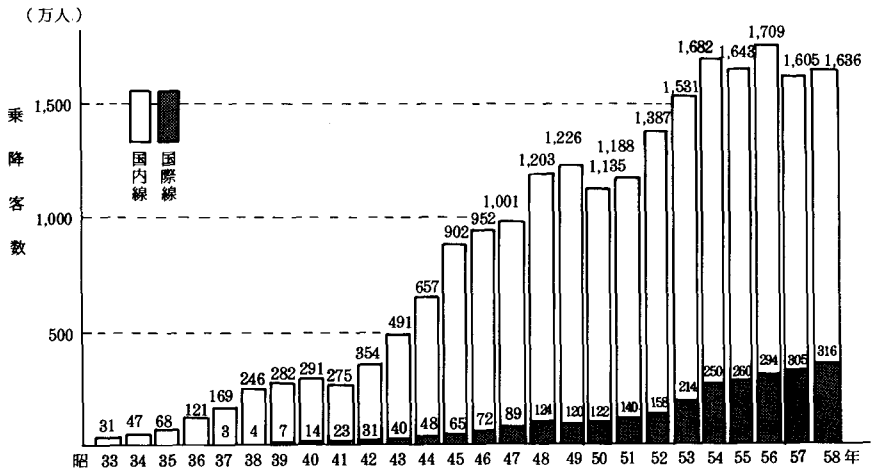
図 2-6-1 大阪国際空港における航空機発着回数及び乗降客数の推移

(1) 発着回数



(注) 数字は航空機の発着回数の総数(()内はジェット機分)を示す。

(2) 乗降客数



(注) 数字は乗降客数の総数を示す。

第2 航空機公害問題の概況

大阪国際空港における航空機公害は、昭和39年6月のジェット機の就航と昭和45年2月の全長3,000mのB滑走路の供用開始以後、便数の増加、機種の大形化等に伴って同空港周辺地域の住民生活に深刻な影響を及ぼしてきた。

このため空港設置者である国は、ジェット機の発着時間の段階的制限（昭和40年11月、49年2月、51年7月）のほか、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「航空機騒音障害防止法」という。）を制定し、昭和42年8月以降、空港周辺地域の住宅等の移転補償、学校等の防音工事の助成等を実施してきた。しかし、その後も騒音の大きなジェット機の増便等により、航空機公害の抜本的な解消にはいたらなかった。

昭和44年12月から、豊中市及び川西市（兵庫県）の住民によって午後9時以降の航空機の発着禁止、騒音被害による損害賠償を求めて、いわゆる大阪国際空港公害訴訟が5次にわたって提起された（昭和44年12月、46年6月、46年11月、49年12月及び57年5月）。

第1次から第3次までの訴訟については、昭和56年12月の最高裁判所の上告審判決において、午後9時以降の航空機の発着禁止の差止請求及び将来の損害賠償請求は却下されたが、過去の損害賠償請求は、ほぼ原告住民の請求が認容された。

第4次、第5次訴訟については、大阪地方裁判所の和解案（損害金13億円）を原告住民と国の双方が受け入れたことで昭和59年3月終止符が打たれた。

また、公害等調整委員会に対して空港の撤去等を求める調停申請が9団体（申請者総数20,116人）から提起され、昭和50年11月、昭和53年3月に機材の改良、運航方法の改善、便数の調整等申請事項の一部について調停が成立した。また、昭和55年7月には、大阪国際空港存廃についての部分調停が成立し、これをもって申請事項全般についての調停がひとまず成立した。

一方、昭和48年12月、航空機騒音に係る環境基準が設定されるとともに、昭和49年3月に航空機騒音障害防止法が改正され、大阪国際空港周辺整備機構（以下「周辺整備機構」という。）の設立等により空港周辺地域の整備が推進されることになった。

第3 航空機騒音の現況

1 常時測定結果

府では、昭和45年度から空港周辺飛行コース下などにおいて、航空機騒音の実態を継続的に把握するため自動測定を行っており、昭和58年度はB滑走路南端から約1.7kmで航空機進入コース直下の豊中市穂積センター、同約2.8kmで進入コースのはば直下の豊中市野田センター及び同約4.6kmで進入コース側方0.3kmの大阪市淀川区西三国センターの3地点（図2-6-3参照）で常時測定を行った（表2-6-1）。

表2-6-1 航空機騒音の常時測定調査結果（昭和58年度）

測定点	月	58年	5	6	7	8	9	10	11	12	59年	2	3	パワー 平均値 (計)
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
穂積 センター	WECPNL	90.5	91.0	90.6	91.0	90.8	90.4	91.5	90.4	89.1	88.9	89.0	89.3	90.1
	測定日数	21	28	27	24	30	19	4	6	30	31	29	31	(280)
野田 センター	WECPNL	83.4	83.2	83.2	83.1	82.6	82.9	83.1	82.7	81.9	82.0	82.0	82.5	82.8
	測定日数	28	29	29	28	18	20	19	29	31	26	6	27	(285)
西三国 センター	WECPNL	77.7	77.2	76.6	77.2	76.3	76.5	77.2	77.5	77.0	77.2	77.1	77.2	77.1
	測定日数	30	20	9	30	31	19	20	27	31	30	28	31	(306)

2 随時測定

昭和58年は航空機騒音に係る環境基準の10年改善目標の年に当たり、航空機騒音の推移を広域的に把握する等の目的で、池田市、豊中市及び大阪市域の計18カ所において実態調査を行った（表2-6-2）。測定期間は昭和58年10月23日から同月27日までの期間内で、1地点につき3日間の連続測定を行っている。

その結果、YS-11型機の騒音の影響が大きい「4.排気ガス測定室前」「5.原田センター」及び「8.豊島小学校」の地点では余り経年変化が表われていないが、ジェット機の騒音の影響が大きい「2.神田会館」「9.穂積センター」「1.野田センター」及び「17.淀川堤防（柴島）」においては、航空機騒音に係る環境基準が制定された昭和48年当時と比べ概ね8～11WECPNL低減しており、昭和52年5月から導入された低騒音型ジェット旅客機（エアバス等）の効果が表われている。

しかし、航空機騒音に係る環境基準の改善目標では、「10年以内に、75WECPNL未満とすること、又は75WECPNL以上の地域において屋内で60WECPNL以下とすること」となっており、75WECPNL以上の地点は、表2-6-2に見られるように広域にわたって存在している。

現在、屋内基準の達成に向けて民家防音事業が概ね昭和60年度完了を目途に行われているところである。

表2-6-2 大阪国際空港周辺における航空機騒音測定結果

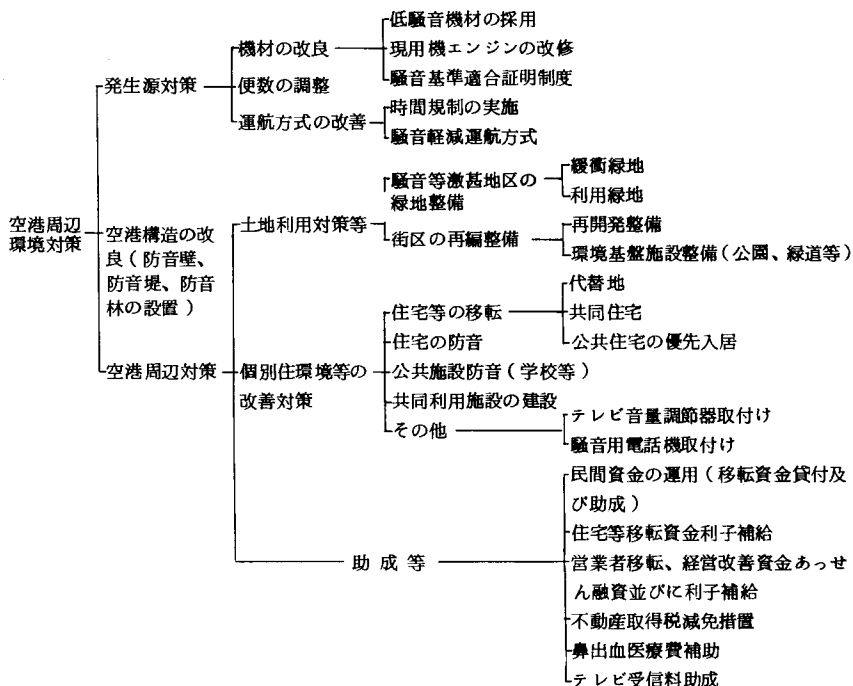
番号	測定地点名	所在地	W E C P N L		
			昭和48年 9～12月	54年 11月	58年 10月
1	神田北会館	池田市神田1-28-27	—	—	71.0
2	神田会館	〃 神田3-5-16	85.4	78.8	74.0
3	池田市下水処理場	〃 ダイハツ町3	—	82.4	80.5
4	排気ガス測定室前	豊中市勝部2-7	—	83.2	84.2
5	原田センター	〃 原田元町3-14	—	81.4	81.1
6	移転跡地(原田南)	〃 原田南1-16	—	—	94.2
7	移転跡地(利倉)	〃 利倉2-3	—	—	79.6
8	豊島小学校	〃 服部西町3-16	81.2	—	76.7
9	穂積センター	〃 服部西町5-21-7	98.8	93.2	91.2
10	豊中市下水道作業課	〃 稲津町1-7-1	—	83.1	81.9
11	野田センター	〃 野田町1-2	98.3	86.3	83.0
12	庄内幸センター	〃 庄内幸町1-6-8	—	—	75.3
13	豊南会館	〃 豊南町西4-13	91.7	—	83.7
14	二軒家公園	〃 豊南町南5-13	—	—	76.1
15	西三国センター	大阪市淀川区十八条3-1-15	—	—	77.3
16	土井マンション	〃 淀川区西中島7-13	—	—	72.3
17	淀川堤防	〃 東淀川区柴島町	80.3	(76.2)	72.6
18	毛馬排水機場	〃 大淀区長柄東3-3-25	—	(78.3)	74.2

(注) ()内は昭和53年11月の測定値

第2節 航空機公害対策の推進

空港周辺における航空機公害対策は図2-6-2のように体系づけられている。

図2-6-2 空港周辺における航空機公害対策の体系



第1 発生源対策

騒音及び排出ガスによる航空機公害の抜本的対策として最も効果の高いものは、国等で実施する機材改良、便数調整、運航方式の改善等の発生源対策であり、大阪国際空港で実施されている対策は次のとおりである。

1 低騒音機の導入

昭和52年5月からDC-8、B-707型機など来機に比べて騒音の低いB-747、L-1011、DC-10等の低騒音機(エアバス等)が順次導入され、昭和59年3月にはジェット機発着回数1日当たり200回のうち低騒音機の発着回数は174回となっている。

2 現用機エンジンの改修

在来機のうち、B-727とB-737のエンジンについて低騒音化改修が行われ、昭和51年11月に完了している。

3 騒音基準適合証明制度の導入

昭和50年7月、航空法（昭和27年法律第231号）の一部が改正されたことに伴い、同年10月以降は航空機騒音に対する規制として、騒音に係る一定の基準に適合しない航空機は運航の用に供してはならないこととなっている。また、その基準も昭和53年9月に改正強化されている。

4 便数の調整

低騒音大型機を導入して総発着回数を計画的に削減することにより、騒音軽減が図られている。

その結果、昭和49年5月の1日当たりの総発着回数率は410回（うちジェット機240回）であったが、昭和52年10月からは総発着回数率は370回（うちジェット機200回）となっている。

5 時間規制の実施

夜間の騒音軽減を図るため、国内線は昭和50年12月12日から、国際線は昭和51年7月13日から、原則として21時から7時まで発着廃止の措置がとられている。

6 騒音軽減運航方式の採用

飛行経路の指定、ローリングテイクオフ方式、急上昇方式（以上、離陸時）、ディレイド・フラップ方式（着陸時）等により空港周辺地域の騒音軽減が図られている。

第2 空港周辺対策

1 空港周辺地域の整備計画

航空機騒音障害防止法に基づき大阪国際空港が周辺整備空港として指定されたことに伴い、同法第9条の3の規定に基づき大阪府知事は兵庫県知事と共同で大阪国際空港周辺整備計画を策定（昭和49年3月28日）している。

この計画は、同空港の周辺地域の航空機公害を軽減、防止し、併せて周辺地域の生活環境を改善することを目的として、土地利用を中心とした長期的、総合的な基本計画であって、その内容は、①航空機騒音障害防止法に基づく第2種及び第3種区域内の住宅等については、住民の意思を尊重しながら移転の促進に努める。②第3種区域についてはできる限り緑地帯として整備するように努める。③移転跡地等は防災上の施設も含め、緑地帯又は航空機の騒音により機能が害されるおそれの

少ない施設を計画的に配置するように努める。④第2種及び第3種区域から移転する者のための代替地の確保、代替住宅の建設の促進に努めることを柱としている。

また、大阪国際空港周辺整備計画の具体的な事業実施方針として、昭和51年度には大阪国際空港周辺整備に関する土地利用等の基本的方向(素案)を作成(昭和51年6月29日)し、大阪国際空港周辺整備計画調査委員会(国、関係地方公共団体、周辺整備機構及び学識経験者により構成、昭和52年7月設置)においては空港周辺全体土地利用構想案及び6地区の地区整備計画案を策定し、昭和52年11月に中間報告が行われた。その後、関係住民の意向を反映した具体的な地区整備計画を策定するため、同計画の実現手法を含め検討が行われ、昭和56年4月に「大阪国際空港周辺の騒音等激甚地区における地区整備の基本的な方向(大綱)」がまとめられた。

これらの経過を踏まえ、昭和58年度には、空港と周辺地域を調和させる周辺整備として、騒音等激甚地区を対象とした計画的な一体的な緑地整備を進めるため、「緑地整備計画調査」を国と共同で実施した。

2 住宅等の移転事業

国は、航空機騒音障害防止法に基づき、昭和42年度から同法に基づく指定区域内の土地、建物等について、住民の希望により移転補償を行ってきたが、昭和49年3月、同法の改正に伴い新たに騒音の実態に即した区域指定が行われ(図2-6-3)、昭和49年度からは周辺整備機構が国の委託を受けて、同法に基づく第2種区域(第3種区域を含む)に所在する建物等について移転補償を行っている(表2-6-3)。

府では、建物等の移転を促進するため、①移転に伴う借入金に対する利子補給、②代替住宅等に対する不動産取得税の減免措置、③借家人を対象とした府営住宅及び府住宅供給公社住宅への優先入居を行っている(表2-6-4)。

また、移転が円滑に行われるために、周辺整備機構が実施する代替地造成事業及び共同住宅建設事業等に対し、無利子資金の貸付けを行っている(表2-6-4)。

表2-6-3 住宅等の移転実績(昭和49~58年度)

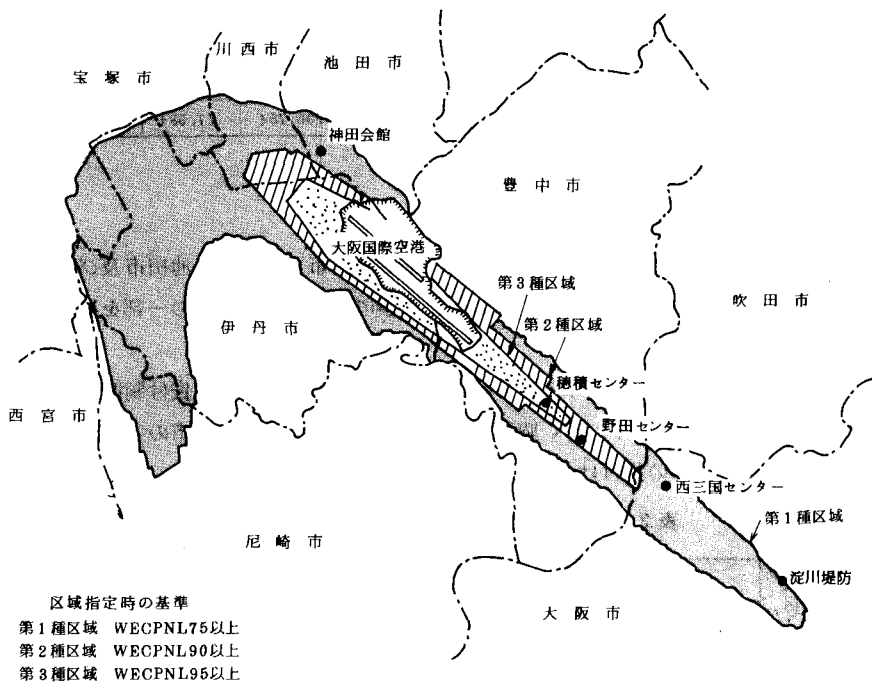
市 別 \ 区域別	第2種区域	第3種区域	計
大 阪 市	0 世帯	— 世帯	0 世帯
豊 中 市	2,151 (1,897)	873 (590)	3,024 (2,487)
大阪府合計	2,151 (1,897)	873 (590)	3,024 (2,487)
兵庫県合計 (川西市、伊丹市)	574 (173)	166 (124)	740 (297)
総 合 計	2,725 (2,070)	1,039 (714)	3,764 (2,784)

佃 ()内は借家人世帯数で内数である。

表 2-6-4 住宅等移転資金利子補給等の実績

区分	年度	実施年度	～ 55	56	57	58
住宅等移転資金利子補給	昭 4 7		981 件 81,411 千円	342 件 29,872 千円	352 件 30,518 千円	337 件 29,220 千円
不動産取得税の減免	昭 4 8		293 件 26,415 千円	55 件 4,655 千円	45 件 9,656 千円	23 件 1,743 千円
府営住宅への優先入居	昭 4 9		51 世帯	2 世帯	5 世帯	9 世帯
府住宅供給公社への優先入居	昭 5 5		0 世帯	7 世帯	8 世帯	2 世帯
代替地造成事業・共同住宅建設事業等への無利子資金の貸付け	昭 4 9		946,000 千円	156,500 千円	0 円	54,900 千円

図 2-6-3 航空機騒音障害防止法に基づく指定区域等



3 民家防音工事に対する助成

国は、昭和49年度から航空機騒音障害防止法に基づく第1種区域（第2種区域及び第3種区域を含む。）に所在する住宅の所有者が行う住宅の防音工事（世帯人数+1室、最高5室）に対し、周辺整備機構を通じて助成を行っている。

府では、この事業を促進するため、同機構に対して民家防音工事の助成に要する資金の一部を補助しており、昭和58年度においては、6,668万6,500円の補助金を交付した（表2-6-5）。

表2-6-5 民家防音工事実績（昭和49～58年度）

区 域	大 阪 府 の 区 域				兵庫県の区域 川西市、伊丹市、宝塚市、尼崎市 計	総 合 計	大阪府の助成 額（千円）
	豊中市	大阪市	池田市	計			
49～55年度	14,241件	5,744件	605件	20,588件	18,592件	39,180件	770,926
56年度	4,501	1,598	207	6,301	4,472	10,773	137,128
57年度	4,673	2,587	294	7,554	4,657	12,211	157,745
58年度	4,477	2,640	370	7,487	8,033	15,520	66,687
計	27,892	12,564	1,474	41,930	35,754	77,684	1,132,486

4 学校等騒音防止工事の助成等

国は、航空機騒音障害防止法に基づき、空港周辺市（豊中市、池田市及び大阪市。以下同じ。）が実施する学校等の騒音防止工事に対し、その費用の一部を補助している。

府では、この事業を促進するため、大阪府市町村施設整備資金貸付制度を活用して資金の貸付けを行っており、昭和58年度には豊中市及び池田市の4施設について総額5,900万円の貸付けを行った（表2-6-6）。

表2-6-6 学校等騒音防止工事費貸付実績

（単位：千円）

年度 区分 市名	昭43～55		56		57		58	
	施設数	貸付額	施設数	貸付額	施設数	貸付額	施設数	貸付額
豊中市	69	2,841,300	3	117,000	3	76,000	1	26,000
池田市	43	1,681,500	6	243,000	6	244,500	3	33,000
合計	112	4,522,800	9	360,000	9	320,500	4	59,000

5 共同利用施設の助成

国は、航空機騒音障害防止法に基づき、空港周辺市が実施する地域住民の学習、集会等に利用されることを目的とした共同利用施設の整備事業に対し、その費用の一部を補助している。

府では、この事業に対し国とともに補助を行っており、昭和58年度には共同利用施設補助金として豊中市の2施設、池田市の2施設、大阪市の1施設に総額2億4,152万9千円を交付した(表2-6-7)。

表2-6-7 共同利用施設等補助金交付実績 (単位:千円)

年度 区分 市名	昭43～55		56		57		58	
	施設数	交付額	施設数	交付額	施設数	交付額	施設数	交付額
豊中市	31	883,916	0	0	1	70,200	2	214,212
池田市	28	974,649	3	102,384	3	158,100	2	17,800
大阪市	8	109,011	1	10,576	0	0	1	9,517
合計	67	1,917,576	4	112,910	4	228,300	5	241,529

- 註1. 昭和43～55年度の実績には公民館(豊中市及び池田市各1)を含む。
 2. 大阪市の56年度の実績は、55年度からの繰越分である。
 3. 豊中市の58年度の実績には、57年度からの繰越1施設74,600千円及び公民館1施設を含む。
 4. 大阪市の58年度の実績は、57年度からの繰越分である。

6 緑地帯等の整備

国は、航空機騒音障害防止法に基づき、空港周辺における生活環境の改善を図るため、同法に基づく第3種区域内の移転補償等により取得した用地を利用し、緩衝緑地の整備を図ることとしており、事業については周辺整備機構が国の委託を受けて実施している。

大阪府域においては、昭和58年度に豊中市走井地区で3,800㎡の事業が行われ、昭和49年度から昭和58年度までの実績は53,020㎡となっている。

また、府では昭和57年度に豊中市走井地区において都市緑化園(6,200㎡)を整備した。

7 環境基盤施設整備事業

空港周辺市(大阪府側では豊中市)は、空港周辺地域の環境改善を図るため、昭和53年度から、航空機騒音障害防止法に基づく第2種区域(第3種区域を含む)内で、移転跡地等を利用して環境基盤施設(公園、緑道等)の整備事業を実施している。

府では、この事業を促進するため、国とともにその整備費の一部を補助することとし、8施設の整備に対し1,872万6千円を交付した(表2-6-8)。

表 2-6-8 環境基盤施設整備事業補助金交付実績 (単位:千円)

種別	年度 区分	昭 53 ~ 55		5 6		5 7		5 8	
		施設数	交付額	施設数	交付額	施設数	交付額	施設数	交付額
公 園		27	163,775	8	22,004	7	25,688	5	11,886
公園付属駐車場		1	4,201	0	0	0	0	0	0
緑 道		2	50,678	0	0	0	0	0	0
細 街 路		0	0	* 1	13,581	1	34,040	0	0
防火貯水槽		5	11,027	2	4,543	2	7,140	3	6,840
合 計		35	229,681	11	40,128	10	66,868	8	18,726

(注) *は前年度からの繰越分である。

8 その他の助成

(1) 営業者資金あっせん融資及び利子補給

住宅等の移転の進ちょくに伴って顧客が減少するなど、経営に支障が生じている小規模営業者の移転及び経営改善を図るため、これら営業者に対し昭和52年度に緊急あっせん融資、昭和53年度から、移転資金及び経営改善資金のあっせん融資並びにこれらの融資に対する利子補給を行っている(表2-6-9)。

なお、昭和54年11月から、経営改善資金あっせん融資を受けた者のうち、経営環境の変化又は不測の事態等により、返済が困難な者に対し、返済猶予措置特例を設けている。

表 2-6-9 営業者あっせん融資及び利子補給実績

区分	年度	緊急あっせん		経営改善資金		移 転 資 金		計	
		件数	金 額 円	件数	金 額 円	件数	金 額 円	件数	金 額 円
融 資	52~53	73	41,500,000	47	80,900,000	9	37,500,000	129	159,900,000
	54	—	—	5	9,000,000	4	15,300,000	9	24,300,000
	55	—	—	—	—	4	20,000,000	4	20,000,000
	56	—	—	3	6,000,000	1	6,000,000	4	12,000,000
	57	—	—	10	13,800,000	1	5,000,000	11	23,800,000
	58	—	—	3	5,200,000	—	—	3	5,200,000
	合計	73	41,500,000	68	119,900,000	19	83,800,000	160	245,200,000
利 子 補 給	52~53	146	1,392,651	47	1,228,388	9	530,984	202	3,152,023
	54	43	463,330	51	2,448,586	12	1,247,927	106	4,160,343
	55	39	121,965	50	1,799,143	15	1,743,067	104	3,664,175
	56	—	—	46	972,086	16	1,859,894	62	2,831,980
	57	—	—	46	697,470	14	1,561,668	60	2,259,138
	58	—	—	17	752,551	14	1,240,131	31	1,992,682
	合計	228	1,978,446	257	7,898,224	80	8,183,671	565	18,060,341

(注) 利子補給率は融資利率の2分の1である。

(2) テレビ音量調節器の取り付け

航空機騒音に起因して、音声聞きとれないなどのテレビ受信障害が生じている一定地域において、昭和48年度から財団法人航空公害防止協会がテレビ音量調節器の無償取り付けを行っている(表2-6-10)。

(3) 騒音用電話機の取り付け

空港周辺の一定地域内の電話加入者であって、航空機騒音による通話障害を受けている者に対して、昭和46年度から財団法人航空公害防止協会が騒音用電話機の無償取り付けを行っている(表2-6-10)。

表2-6-10 テレビ音量調節器及び騒音用電話機の取り付け実績

市別	項目 年度	テレビ音量調節器	騒音用電話機
		昭48~58年度	昭46~58年度
大 阪 市		1,889件	1,140件
豊 中 市		2,840	4,100
池 田 市		296	250
計		5,025	5,490

(4) 鼻出血医療対策事業補助

昭和49年11月から豊中市が実施している鼻出血に係る医療費負担事業に対し、府はその事業に要する経費の2分の1以内に相当する額を補助することとしており、昭和49年度から昭和58年度までの実績は、27万9千円となっている。

(5) 大阪国際空港周辺整備促進資金

国及び地方公共団体の制度を補完し、住宅移転の促進を図るため、民間資金を導入した大阪国際空港周辺整備促進資金により移転資金の貸付け、移転促進助成金等の交付を行っている(表2-6-11)。

表2-6-11 大阪国際空港周辺整備促進資金融資実績
(昭和53~58年度、豊中市)

区 分		件 数	金 額
甲	資 金	317	2,786,400千円
乙資金	貸 付 金	613	461,754
	助 成 金 (借家人)	1,404	132,175
	〃 (借地人)	1	250
	甲資金利用者保証料	120	13,473
	小 計	2,138	657,652
合	計	2,455	3,444,052

(6) テレビ受信料助成

航空機の通過によるテレビ画像の乱れや、航空機騒音のため音声聞きとれないなどのテレビ受信障害対策として昭和43年度から財団法人航空公害防止協会が空港周辺の一定区域内の居住者に対し、その受信料の1/2又は1/4（50年度以降）を補助しており、昭和58年度の助成件数は78,713件となっている。

なお、その財源は、昭和46年度以降国と空港周辺市が負担することとなっている。

第3 大阪国際空港周辺整備機構

1 周辺整備機構の設立

昭和49年4月、航空機騒音障害防止法に基づき大阪国際空港周辺地域の整備事業の実施主体として大阪国際空港周辺整備機構が発足した。府は、兵庫県とともに整備機構資本金10億円の25%を出資（出資金：国7億5,000万円、大阪府1億2,500万円、兵庫県1億2,500万円）するとともに、同機構に対して職員の派遣及び事業資金の補助、貸付けを行い、機構業務の推進を図っている。

2 周辺整備機構の実施事業の概要

周辺整備機構は、大阪国際空港周辺整備計画に基づき主として次の諸事業を実施することとしており、昭和49年度から昭和58年度における事業の実施状況は表2-6-12のとおりである。

- ① 第2種及び第3種区域からの住宅等の移転補償
- ② 第3種区域における緩衝緑地等の整備
- ③ 民家防音工事に対する助成
- ④ 移転対象者のための代替地の造成及び共同住宅の建設

なお、府はこれらの諸事業に対し所要の助成措置を講じている（第2参照）。

表 2 - 6 - 12 大阪国際空港周辺整備機構事業実績
(昭和49~58年度)

事業の種類	事業費	
	実	績
	事	業
	金額(百万円)	
移転補償事業	土地 591千㎡(328千㎡) 建物 1,343件(889件) 借家人 2,849件(2,553件)	92,320
民家防音工事助成事業	77,684件(41,930件)	191,759
緑地帯造成事業	造成 100千㎡(53千㎡)	1,402
再開発整備事業	取得 98千㎡(55千㎡)、造成 12千㎡(12千㎡)	9,779
代替地造成事業	取得 158千㎡、造成 63千㎡	9,376
共同住宅建設事業	350戸	5,059
合計		309,695

田 ()内は大阪府側における実績を示している。